

特報1！！

2015年度生保裁判連総会兼交流会、愛媛県松山市で開催予定！

今年度の生保裁判連総会は、愛媛県松山市で10月24日（土）午前10時（予定）から、愛媛大・メディアホールで開催します。

メイン企画は、不動産業を営みつつ、社会的支援が必要な方々への入居支援を20年間にわたって続けてこられた、『岡山の不動産屋のおばちゃん』阪井ひとみさんと、「当事者とともに」「誰もが安心して暮らせる活気ある地域づくり」をモットーに多種多様な活動をされる、弁護士法人岡山パブリック法律事務所所長の井上雅雄弁護士がそれぞれ報告されます！ 皆さまふるってご参加下さい。

特報2！！

愛媛総会プレ企画、6月20日に松山市で開催！

10月24日の裁判連総会のプレ企画を、6月20日（土）午後1時（予定）から愛媛大学城北キャンパス南加記念ホールで開催します。本番企画と連動し、住まいの問題も視野に入れた社会保障政策の動向について報告・討議します。どうぞご参加下さい。



裁判連第20回総会報告

生活保護裁判連絡会第20回総会・交流会は2014年11月15日から16日に仙台市で開催されました。

今号では、総会の様子をご紹介します。

記念講演

浜矩子さん（同志社大学大学院ビジネス研究科教授）

『経済活動は人間の営み』〜人いじめは経済的滅亡への恐怖の近道〜

浜さんの講演は、ちょうど衆議院解散、総選挙の直前に行われました。長くなりますが、とても分かりやすい、素晴らしい講演でしたので、ライブ感が伝わるようにご報告します。

今回選挙に際し、歴史上の偉人の言葉を調べてみた。

スターリンは「選挙結果を決めるのは票を投じる人々ではない、票を数える人々だ」と言った（笑）。また、ビスマルクはこう言った。「人が最も嘘をつく場面は3つある。1つは狩りの後、2は戦争中、3は選挙直前だ」（笑）。

今日は、以下の4つのパートで話を

したい。

1は「1つの関係（人間関係）」。2は「2つの偽り」。3は「2つの真実」。4は「1つの分岐点」。

1について。経済活動と人間の関係を説明する。これはタイトルどおり、経済活動とは人間の営みのことであるということ。

経済活動をするのはあらゆる動物の中で人間だけ。人間の、人間のための活動。そう考えると本来、経済活動は原理的には人間を不幸にするはずがない。ここをまず始めに押さえる必要がある。

我々が目の当たりになっている実情とのズレをどう考えるか。経済が人間と対立している状況、経済の暴力性。この指摘もごもっとも。しかし現実がそうだからといって基本原理の認識が混乱してはならない。

人権を踏みにじるような営みは、一見これが経済活動のように見えても、経済活動として認知してはならない。経済活動と人間性が相容れないと考えたとき、人間の保障を経済活動の外で対応すべき、というのは敗北主義である。経済活動の中でこうしたこともきちんと片づけるべきである。

この観点から考えたとき、我々に貴重な示唆を与える言葉がある。最近すっかり定着したが、「ブラック企業」という言葉は、問題の本質をコンパクトに言い当てた、良い言葉だと思う。しかしちよつと考えると、この言葉にも少し問題がある。「ブラック企業」という言い方をしてしまうと、問題となるブラックな行動（従業員いじめ、下請圧迫、顧客への欺瞞）はともかく、こ

うした企業も「企業」として認知していることになってしまふ。ここは問題だと思ふ。そう考えると、「ブラック企業」という言葉は背理。正しい言い方は「あいづらはブラック企業だ」ではなく、「あいづらはブラックだ」というもの。経済活動自体には人権を踏みにじるようなものは徹塵もあつてはならない。

経済活動の本来の姿は何か。本来あるべき姿をどのように表現すべきか。答えは歴史上の偉人、孔子の言葉にある。

論語の中にある「己（おの）が欲するところに従えども矩（のり）を踰（こ）えず」という言葉。この場合の「矩」は社会規範、節度、倫理。

経済活動は我欲を追求することが大きな原動力になっていることは間違いないが、節度をもった振る舞いをするというバランス。これが実現しているものが経済活動の名に値する。

ちなみに偶然だが、私の名前は矩子という（笑）。

この「矩」が社会保障体制でもある。経済の中で社会保障という言葉は殆ど出てこない。出てくる場合の大半は「削減する」対象として。さすがアホノミクス（笑）。

この関係を踏まえた上で、テーマ2、3について話を進める。

テーマ2、2つの偽りについて。

偽りその1…社会保障制度があることが企業に対して多大なる負担をもたらす国際競争力の低下、日本企業の展開力の低下に繋がり、日本経済の成長

展開の低下に繋がるという言説。動きやすい筋肉質な日本企業を作れという論調がその典型だ。

これがトリクルダウン理論の源泉でもある。ちよろちよろ垂れてくるものを期待せよ、もつと強者を強くしろ、無い袖は振れぬだろう、という理論。しかし、そもそもトリクルダウンという言葉自体が人を馬鹿にした言葉である。これはアホノミクス以前の言葉だが、余談だが、最近では「アホノミクス」も注釈不要になってきた。私が連呼することでごく当たり前の言葉になってきている。もうじきアナウンサーがテレビで言い間違えるのを期待している(笑)。

トリクルダウンは、経済活動の根源的なあるべき姿を間違えている。これが2つ目の偽り。

それでは真実はどこにあるか。これがテーマ3。

最初の偽り(社会保障の存在が企業の経済活動を蝕むということ)について。

にわか選挙の少し前、突然「人手不足」が大きな経済社会問題になっていくと報じられた。外食、保育、ITも何もかも、にわかな人手不足が言われた。急にパートの時給が跳ね上がるとか、とりわけ建設労働者が足りないとか、中小企業が事業拡張を断念したり人手不足倒産に陥ったり・・・等々。

その姿をみてアホノミクス一家は「ほれみたことか、トリクルダウンで経済活性化で人手不足まで来ただろう、時給が上がって良かったね」と言っている。しかし本質は異なる。人が物理的に

に足りないわけではない。

デフレが続く中で「構造失業者」すなわち1年以上失業している人が増えている。「構造失業率」は別名「完全雇用失業率」という。2つの言葉の語感はかなり異なるが、要するに「これ以上はどうやっても下がらない失業率」である。人材を使い切った後に残ってしまう、就業を求めている人の率とも言え換えられる。つまり、働く場所があっても働く力が萎えてしまっている人たちが。1年も失業していればそうした状態に陥ってしまう。かつての腕利き職人でも錆び付くし、健康も害する人もいるだろう。募集面接の場に出かけるための電車賃が出せない人もいる。こうした人がどんどん増えている深刻な状態である。

かつての日本では失業率1%で衝撃が走り、2%でパニックに陥るといことが高度成長期には続いていた。しかし今や日本の構造失業率が4%近くに来ていくという調査。その他の先進国と比べてまだ高いわけではないが、即戦力化に対応できない人が増えている中で、「つぶしの利く人」の取り合いが起きている。

これは何か。社会保障が弱くなっていくことのあらわれである。たとえ一時失業しても労働市場に戻っていくための受け皿がしっかりしていればこうした問題は起こらないはず。ごく一部の限られた「即戦力」を取り合う現在の姿こそが社会保障制度の重要性を逆説的に示している。セーフティネットが用意されていないことが「人手不足倒産」を招いている。無理をして正規雇用を増やしたりもの凄く高い賃金を

払ったり等々の現象がある。

多くの人を包摂できるしくみを作っておくことが経済活動の基盤。ごく一部のの人だけで経済を回すのでは駄目。つぶしの利く人、何の助けも要らない人だけで世の中を回したいという考えを持つている人が社会保障制度の(企業責任の)軽減を求める立場にいる。しかし、今はいろいろな理由で働けない人も経済活動の一員として含めて考えておかないと行き詰まる。ふるい落としすのではなく抱き止めるのが大事。多様性と包摂性が出会うときに経済活動が上手く回る。そこから瑞々しい創造性も出るし、経済活動の活力も生まれる。

排除と均一性はその真逆で、必ず滅びに向かう。

トリクルダウンについて。トリクルダウンは「起こらない」ことが過去の事例が実証している。それほど昔でない事例が2つ。1つはサッチャリズム。2つがレーガノミクス。なお、サッチャーは必ずしもトリクルダウンを意図していたわけではなく、小さな街の業者が押しつぶされなことを指向していたようだが実際の政策は違っていた。他方レーガンは確信犯だった。

トリクルダウンの大きな欠陥は、上からちよろちよろ落ちてくるわけだが、どこに落ちるかかわからないところ。大きな口を開けて待ちわびている人には落ちてこない。ターゲットを決めて落とすことができない。「効率が悪い」という表現では生ぬるい。今困窮している人を助けるほうが良いに決まっている。また、トリクルダウンと言われる政

策は実はメリーゴーラウンド政策だと言える。上の方の強いところが高速回転しているだけで、下には落ちてこない。構造失業化している層とは遮断が起きていて、何も落ちてこない。

その意味からは、今の日本は「壊れたホットプレート」状態。均等に熱が加わらず、一部はすぐに焼けて黒く、別のところはいつまで経っても熱が伝わらず冷たいまま。ホットスポットでは株価上昇や円安で盛り上がる。構造失業者、ワーキングプアの冷たい場所には何も波及しない。

この壊れたホットプレートを修復しない限り、ホットスポットをより熱くしたところで解決しない。

しかしアホノミクス論者はこれを認めず、企業減税を論じている。この点については2点指摘する。企業の立地は税金をどれほど取られるかが唯一絶対の要因ではない。もつと重要なファクターがある。ひたすら税金の安いところを求めて企業が移るなどということはない。タックスヘイブンに集まる企業はアマゾン、アップルなどあるが、それなりにブラック性が強いところ。そういうものは「去る者は負わず」で良い。

また、企業減税をすれば頑張って活性化して賃金を上げる・・・という言葉もおかしい。企業は税金が高いと利益を残したくないので投資に回したり従業員に戻したりすると考えるべき。税金が低ければ利益を減らす必要がない。

4つ目のテーマ、最後にお話しする「1つの分岐点」。これは成長の損益分岐点。

この概念を共有したい。

ともかく成長することが全てだという神話。成長もしないのに分配をするのはナンセンスだ、じり貧だという議論。こういうのを「馬鹿の一つ覚え」という。いついかなる場合でも成長だけしていればよいというのは間違いである。経済も人間の営みである以上、

発育成長していく「育ち盛り、伸び盛り」の時期もあるが、それは若い経済、たとえば発展途上国に妥当するもの。たとえば中国経済では10%で成長していないとバランスが崩れるということ

とがこころしばらく続いており、7%で成長の損益分岐点とされている。自転車経済ならぬ、一輪車経済。もの凄い勢いで回す必要がある。しかし日本経済のような完成度の高い、成熟度の高い場合には、かなり低い数字でも大丈夫。「絶対2%は必要」と言われるが、今の日本経済で2%を設定しているのは損益分岐点を高く見積もりすぎ。高くするコスト、弊害は「目指せば目指すほど成長できない」というジレンマ。

成長のための即戦力を求めていけばいくほど、当面の成長のための足手まといを切り捨て、経済基盤が小さくなっていくと同時に、使えなくなると目した人材がどんどん過労死していく。この損益分岐点は重要だが、経済成長についてもこれを考えないと墓穴を掘る。

いろいろ考えると、アホノミクスはとことんアホだと言うことがわかる。そろそろアホノミクスの向こう側に行く必要がある。



特別報告

①78条返還事件

「高校生のアルバイト収入未申告に対する生活保護法78条に基づく費用徴収決定を取り消す裁判」

弁護士 太田伸二さん

塩釜市のAさんの事例。

長女と二女との3人世帯。当初は辞退届の強要を受けたことの相談から始まった。その後自動車の保有を認めない、返還命令を受けそうだという点を聞き取った。

意見書を出したものの78条に基づく費用徴収がなされ、審査請求へ至った。自分の収入については説明を受けていたが、子どもの分については説明を受けていなかった。娘たちも同様だった。審査請求は棄却されたが、再審査請求によって容認裁判を得た。

高校生のアルバイト収入の未申告については、不正に受給しようとする意志がなかったことが認定され、また、収入申告の義務を認識していなかったとされた。その後改めて出された法63条返還決定についても予め意見書も

出したが強行されたので、こちらも審査請求の見込みである。

多賀城市のBさんの事例。

厳しい就労指導を受け、辞退届を提出し保護廃止された。ところが25年の課税調査によって長女のアルバイト収入未申告が判明した。Bさんは申告義務については認識していたが、長女のアルバイト収入については認識していなかった。

これも容認裁判だった。Bさんについて収入を認識していたかは判断できないとした。立証責任をこちら側に課す点は問題だが、少なくとも結果としては取り消された。

先般安易に63条にするなどという通知が発せられ、各地の福祉事務所は78条返還とする事例が急増している。しかし申告義務を十分に認識させる取り組みが行われない限り、同様の事例は続出するはず。

なお、実施要領の改訂によってアルバイト収入は控除されるように正式に規定された。福祉事務所は正しく伝えるように求めるべき。

②POSEEの取り組み

仙台POSEE事務局 川久保亮弘さん。

調査の問題意識の説明。仙台は復興したという認識が広まり支援の枠組みも縮小しているが実態はどうなっているのか。生活は上向いていない人がほとんど。世帯年収は10万円程度しか回復していない。

家賃分を0として最低生活費を算出したところ、12世帯が保護水準以下だったが、うち受給者は3世帯のみだった。

なぜ利用しないのか。多いのは「家族に迷惑をかけたくない」というもの。また、医療費の減免制度の終了により、通院をためらう事態が起きている。

現場支援からの実感として、生活の自律から程遠い、貧困問題として現れている。これを調査によって証拠を示していく。

次に、塩釜市の生活保護問題。

複数人世帯の住宅扶助の特別基準を設定しないローカルルールがまかり通っている。申し入れをしても運用は変わらず、新聞記者にも十分に伝わっていない。「できる」という表現は一見裁量の問題に見えるが、特別基準を設定するのは当然の取り扱いである。県内の全福祉事務所にアンケート調査をしたところ、特別基準の設定割合は自治体によってばらつきがあった。

塩釜市と同様のケースにどのように対応するか。塩釜市の運用の特異性が際立つ一方、特に郡部では設定しないことを是とするところもあつた。

このデータをどのように使っていくか、今後さらに深めていきたい。

それと、生活保護相談と労働相談。全国から集められた日雇い労働者は何かあればたちまち生活に行き詰まり路上生活者になる。除染で集められた人たちが路上生活者として仙台の生活保護に流入してくる例が複数みられている。

生活保護受給者への目が厳しくなる可能性があり、労働問題とともに考えていく必要性を感じている。

③大野城市・八幡東区63条返還事件

弁護士 高木士郎さん

弁護士3年目、その前はJR西日本に勤めていた。博多駅には200人ほどのホームレスがいるが、病気や障害を持つている人がほとんど。弁護士としてこの問題に取り組んでいくことになった。

原告の男性は保護開始前から県民共済に加入、保護受給中も継続していた。入院を4回経験、その都度入院給付金

が支給、本人は保護課に申告していた。福祉事務所は診断書料以外を控除せず相談へ。

共済掛け金の経費としての控除、家電の買い替えなどを主張したが審査請求は棄却、提訴へ。

論点の一つは説明聴取義務違反。行政は説明を十分に行っていないことを認めている。ニーズの把握をしないままなされた決定が裁量権の逸脱・濫用に当たるとはいえないか。

また、掛け金に相当する額は資力に該当しないのではないかと、必要経費であるのだから控除すべきであるという論点もある。

裁判所は、裁量権の逸脱・濫用のみについて判断すれば十分としてこの争点で原告を勝訴させた。ニーズの把握をしておらず、判断の合理性に欠けるものであつたと判示。脱水症状の危険性などを市も把握していたにもかかわらず、そのニーズへの対応を行ったとされた。

ただし、判決では経費認定や調査義務については言及されず若干消化不良も残った。

入院給付金の4つのうち3つは時効。残りをどうするかは現在検討中である。

④大野城市事件判決・勝訴報告

弁護士 高木士郎さん。

70代女性の事件。公営住宅に30年以上住んでいる。関節症により歩行困難、障害者手帳所持、保護受給。遺族年金が支給されていることについて市がミスにより認定できず、多くなつた保護費を63条により返還決定がなされた。

この方の家賃が若干高かったが、特別基準を設定せず、転居指導を続けていた。

保護受給段階で、4階から2階へ転居したことに伴い家賃が上昇し特別基

準をオーバーした。これに対し大野城市は、敷金をいっさい支給しないことにした。

判決では、考慮すべき事情が考慮されていない、さらなる特別基準の設定をしなかったために、家賃がオーバーした、敷金を支給しないというのはおかしいとされた。こちらの判決も、裁量権の乱用・逸脱で判断した。

30年住み続けると、そこにコミュニティができていく。もっと安い低層階があるかは問題ではないという主張をしたがこの部分は認められなかった。特別基準額を超えたからといって、支給をできないという規定ではない点が確認されたのは当然ながら意義がある。

判決の注目すべき点は以下の2点。1つは、費消された一定の生活費についても自立更生費にあつたと判断することが可能だということ。もう1つは、敷金の不支給について判決による初めての判断であること。

⑤尼崎63条事件逆転勝訴

弁護士 曾我智史さん

平成20年に依頼を受けた事件。32歳女性が障害年金の遡及支給を受けた。保護課から全額返還を求められた。この女性は平成18年から生活保護申請を何度もしているが追い返された。平成19年に入ってもまだ、保護課に「相談」に行っていた。DV被害者だったが、保護を受けることができなかった。

97万円の遡及支給分はすぐに借金の返済に充てたが、保護課は借金の返済に充てることは認めず、全額返還を要求し63条による返還決定をしてきた。

第一審では敗訴したが高裁で逆転勝訴できた。判決は、調査義務違反があつたとして処分を取り消した。また、

申請権侵害についても、申請権の侵害があったと認定した。

借金の返済は生活保護を受けられず借金が累積していった部分もあり、それを考慮せず、借金の返済に充てた年金の遡及支給分の全額返還を求めるのは妥当ではないとした。

福祉事務所長には調査を行う義務があると認められた点や、年金の支給分が資力に該当しない可能性を示した点に高い意義があると思う。

⑥京都市増収指導事件

弁護士 石側亮太さん

平成19年の日弁連全国一斉相談会で対応した事案である。

当初の説明では自営業で車を使用しているが「収入が足りないから保護が廃止された」という相談だったが、よく聞くと奇怪な増収指示が行われていた。

ご本人は50代男性。妻が精神的病気で家にいるしかなく、働きに出られない。そのため和装関連の内職をしていた。しかし内職の収入が低下し、保護を受給することになった。

内職で扱うものの性質上、車が必須だった。収入は月6万円あたりを前後していたが、基本的には自分の頑張りだけでは増収を図ることができない仕事だった。

これに対し、平成18年に増収指示がなされた。「仕事の収入を月額11万円まで増収して下さい」とされ、その理由欄には「世帯の収入増加に寄与するとして自動車の保有を認めていたが」と、自動車保有を目的にしていることと、自動車を保有を目的にしていることとが書かれていた。

第一審判決では勝訴をおさめた。指導指示の内容が実現不能または著しく困難な場合は違法になるとした。ところが控訴審判決では異なる当てはめが行われ、本件指示は「実現不能または

著しく困難」ではない。本件指示は、「増収」または「自動車の処分」指示であり、自動車を処分すれば指示に従ったことになるなどという理屈で判決を破棄したため上告した。

なお、27条2項は原審・控訴審のどちらでも言及しているが、実現困難な指示をしても保護の目的である自立の助長に寄与しない点については、控訴審では全く議論がなされない状態だった。

最高裁での破棄差戻しによって、最高裁の示した範囲内での調査を行う必要がでてきた。

指示について定めた法施行規則19条の趣旨は恣意の抑制にある。そうすると結局、書面に記載されていない事項まで内容に含まれるとして判断することはできないということにならないか。

また、差戻審の課題もある。本件指示・廃止決定の違法性は未確定であるのでとどめを刺す必要がある。

⑦永住外国人申請権事件

弁護士 松尾康利さん

生まれも育ちも日本だが、国籍のみ外国の方が原告。

保護申請却下されたため審査請求するも却下、取消訴訟へ至った。

22年9月30日の判決では却下裁決を取り消したが、今では意味のないものになった。

最高裁で敗訴したが、ここから何ができるのが肝心。

福岡高裁の控訴審判決後も、法律の改正がなくとも、外国人には支給されるとして法改正が行われなかった。

平成26年7月18日最高裁判決では「法改正がされていない以上、外国人には権利性はない」とされた。法律上の利益とも言えないとされた。得られた教訓は、裁判よりも申請の

際に運用を「させる」ことが重要と言ふことと、立法的解決を求める運動が必要ということ。国際的な場での答弁と国内での運用が異なっていることを明らかにして運動していくこと。

外国人の生活保護利用について司法上いっさい取消を争えないのが今後課題。

ただし、請求内容のうち、当事者訴訟については否定されていないと考えるのが自然。最高裁判決でも「不服申し立てがなされておらず、当審の審理の対象とされていない」と2回も記載していた。

⑧生活保護基準引き下げ集団訴訟の情勢

弁護士 吉田雄大さん

昨年の生活保護「改革」では保護基準の大幅引き下げ、生活保護法の「改正」と生活困窮者自立支援法新設の3つが行われた。

世帯人員が増えるほど基準改悪の影響は甚大。当事者の声では「減額分は3人家族の一人の夕食分に相当」というものも。乱暴な手続き、基準部会では引き下げには慎重だった。

消費は検討したが、物価はまったく検討していなかった。自民党の公約実現のための帳尻合わせと言われても仕方がない。

物価については生活保護世帯の家計を調べていない。保護世帯がなかなか購入しない品目が多く含まれている(268品目)。生活保護CPIが統計の取り方として特異であり、結果が大きく出ている。比較時期についても疑問。

全都道府県で審査請求が出た。2年間で2万件に到達していると思われる。過去最大だったときと比較しても10倍近い数の審査請求。厚労省に対しても様々な調査をさせた。今日の時点で既に13地裁で提訴、

500名を超える原告人数。生存権裁判最高裁判決を打破できるか。

なお、国家賠償請求をつけている地域も多い。国を直接の被告に、引き下げによって壊滅的な生活の破壊がなされたとして個々の生活実態で勝負しようという判断から。

⑨主な生活保護裁判と審査請求

吉永純教授(花園大学)

他と重複しない限りで報告する。

執行停止決定事件の勝訴判決が松山であった。

歩けない人を稼働能力不活用として執行停止。重大な損害を避けるための緊急の必要性が認められた。保護廃止がなされた場合、生活が脅かされるとされた。

また、埼玉でも執行停止があった。こちらでも重大な損害を避けるための緊急の必要性について言及している。これら2つの判決は、実務上・運動上も使えるものである。

さらに、稼働能力不活用停止事件。既に5つのうち4勝している。静岡については双方が控訴している。

各分科会報告

第1分科会「生活保護基準」

第1部 基準訴訟の状況(愛知、佐賀の報告を中心に)

1 兵庫、富山の提訴は確実。東京、神奈川、秋田、青森、宮城、長野、福岡は提訴が期待できる。支援体制の充実や弁護団の拡充が必要だろう。財政については、法テラスの利用が予定される。

2 佐賀の報告

生健会が活発ではなく、支援組織がなかった。4月発足の支援する会にも事務局しか集まらない。被告から実質的反論が出て来たところ。広範な裁量を主張している。裁判所に生活実態を伝える方法として、原告3名の3週間の食事の写真を撮影してもらい、栄養士に分析してもらった。野草を取ってきたりして、なお1日1食、2食の生活にとつて1ヶ月500円、1000円の引下げがどれだけ厳しいか。500円あれば2週間分の食費になる。今後原告団を拡充すべきかどうか方針が決まっていない。

3 愛知の報告

裁判所の訴訟指揮がゆっくりで、第1回期日もそれに先立つ進行協議期日も未定。

審査請求の弁明書で国が決めたこととの主張があり、元々基準引下げは国がやったことだという議論があり、1人1万円の国賠請求もした。当事者、支援者に加えて、市民のことも考えて運動をする。生活保護を利用していない市民の生活保護制度についての意識調査を山田壮志郎准教授(日本福祉大学)が行ったり、月1回の宣伝行動でわかりやすいチラシを作って配布するなど、裁判だけの活動にならないようにしている。



4 愛媛の報告

生存権裁判を支える会があつて、原告団を支えている。訴状で、憲法論を大事にした。原告団結成式、訴状提出パレード、新年会などの企画を通して、原告団、支援者、弁護士団の連係を深めている。

5 意見交換

生存権裁判の運動論と、理論とを踏まえて進めるべき。各地で事情は違うが、上記両者の発展を図る必要あり。老齡加算の総括がなされていまいままこの裁判に入っていく点に弱さがある。支援を呼び掛ける際に、本人をエンパワメントする意味での支援、広く知らせていく支援、財政を支える支援、(学者の)理論面での支援の4つをお願いしている。原告への支援、弁護士への支援という役割分担をしながら大きな協力体制を作ることが必要。

6 竹下弁まとめ

報告のあつた各地で、当事者、弁護士、支援者の作りかたがそれぞれ違うことがはっきりした。それを参考にし、自分のところでのやり方を考える。弁護士は、金を期待して動くのではないから、支援団体は金が足かせにならないように欲しい。

第2部 吉永報告：住宅扶助と冬季加算はどうなる？

基準部会の議論では下げる余地がないはずの住宅扶助を事務方は下げるつもり。冬季加算は特に寒冷地では命綱。更に母子加算も議論されている。つまり、今ある生活保護の各種の制度を引き下げる目論見。

その議論の資料とされる各種データでのごまかしを見抜く必要あり。住宅扶助が基準額にへばりつくという実情把握にごまかしあり。そもそも家賃について平均を算出することに意味はない。最低生活基準は閣議決定されて法

律上の根拠のあるナショナルミニマム。

CPIに統計的意味はない。ごまかし。家賃CPIに意味があるのか？住宅の実態を見ない平均は意味がない。

低所得層が入居できる物件が減っている。

住宅市場は底が浅い。どのような物件に住みたいかが重要であり、平均を算出しても意味がない。

基準にへばりついて見えているように見えるグラフ。基準より下の方が多い！

高い家賃は引き下げ圧力が働く。違法な水際作戦。基準家賃への転居指導。

最低居住水準は国交省のナショナルミニマム。閣議決定されて、法律上の根拠のある数字。

※これらの現状・問題をどのように考えるか？

住まいは人権。人権には例外があつてはならない。既に8割の人が最低面積を達成しているから、生活保護世帯に適用されるべき(保有が認められる家電製品等との均衡)。

生活保護の借家世帯が100万世帯。その家主の問題でもある。良心的な家主との共闘が必要。

劣悪な住居が多いのが実態。4m道路が確保されていない保護世帯の住宅が40%。

CWから見ても、住宅扶助額に疑義ありはほとんどない。

11月4日の時事通信によれば、厚労省は財務省のいう一律引き下げには慎重。

何らかの引き下げがなされる可能性あり。微妙な情勢。

2 冬季加算

地域間の差の大きさが厚労省の言い分の根拠。厚労省の資料はp137くらいしか出ていない。冬季加算は寒冷地の固定的支出に必要不可欠。そもそも冬季加算が冬季需

要を満たしているか？北見市の例だと

冬季加算では灯油代にも及ばない。円安下で、灯油代が1.5倍。沖縄は夏の冷房代でマイナスになる。

劣悪な住宅だと、暖房代もかさむ。冬季加算は11月から3月までしか出ない。4、5月や10月も必要。

神：12年前に退院して自宅に戻った際(入院中は保護費が少なくなる)に、布団に入っていたまま凍死した事例あり。餓死だけではなく、凍死も出る。

蛇川弁：期末一時扶助を灯油代に回してのいでいるのが実態ではないか？

3 竹下弁まとめ

基準引き下げと共通している。統計をごまかしている。一般の人に理解してもらおうことの必要性が大きい。

行、苦労話なども率直に話げできた。

外国籍という大きなもの、個別の運用に関する問題、最後に大阪市の生活保護行政全体を調査した活動の報告という順番。

最初は永住外国人の申請。松尾弁護士。報告と議論を個別に進めた。

生活保護法上の権利はないという、真つ正面からの最高裁の判決をどう捉えるのかだが、請求の内容はいろんな側面で1審段階から請求してきた。1審では却下と棄却を織り交ぜたややこしい判決内容。高裁で勝訴し、上告されたという流れの中で、最高裁が「なお」書きで、この部分は不服申立がなかったの云々という記述が繰り返された。ここを手がかりに、一切の争い方が閉ざされたわけではないということを確認した。他方で、外国籍の方の保護受給は当たり前のように行われ、違法な運用も続出し紛争も起きている。

大阪では「外国籍だから」という大上段の話ではなく個々の中身で勝負ができていく、かえって最高裁判決が出てしまったので戸惑っているという話もあった。老齡加算の生存権訴訟では外国籍の方が1審、2審とも問題にならず、最高裁判決も却下ではなく棄却になったとなり、これをどう読み解くかはまた無理矢理であつても読み解くべき、学者の意見書でさらに後押しすべきという結論になった。

福岡県の事例。八幡東区、大野城市の63条返還事件。背本さんの名言「生活保護法は63条が理解できたら一人前」という言葉が思い出される。63条を巡っては、以前は「保護廃止に伴う0円返還」で処理される事例が多かったが、ここ十年ほどはたとえ保護廃止となつても全額返還差せよ、という実務の運用になりつつある。さらに返還請求が実現しないと、会計検査が入

るといふ実態(保護行政は63条決定を出せば出すほど四苦八苦するというおかしな状況)。

この2つの裁判例は同じ裁判官のもとで、63条決定の際の考慮事項が示された。考慮を欠いたまま全額返還決定をしようとする裁量権の逸脱濫用だ、という論理。今後の裁判、運動の一つの手がかりになる判決。どれだけ手続の過程で当事者の生活を見るべきか、という点を全国で共有化したい。中でも大野城市の事例は少し複雑で、体が不自由な原告が基準額の1.3倍の住宅扶助基準をどうやって適用させるかという問題も絡んでいた。複数世帯の内1名の体が不自由な場合に、「複数世帯の基準の1.3倍」となるかどうか。住宅扶助基準切り下げの動きがある中で、大きな課題。

もう一つ、尼崎63条事件。一番で敗訴、高裁で逆転勝利した事例。年金が決まって支給裁定が出るとして、その時点で初めて資力が生じると考えるのが普通が、それで良いのかという発想や、年金はそもそも資産かという問題なども含め、難しい問題をよく取り組み勝利に結びつけた。

京都市就労指導事件。国家賠償の違法性をどう考えるか、損害額をどう考えるかなど難しい問題が今後課題となっている。

大阪府調査団活動。個別の訴訟で水準をしっかりと作っていくという作業と行政全体を変えていく作業、点でくさびを打っていく作業と面で取り組む作業の重要性を感じた。

全体で19人の参加(司会者、助言者、報告者も含む)

弁護士比率が多かったので裁判の話にどうしても収斂した

こぢんまりしたことで密度の濃い話げできた。特別報告で話があつたことをさらに深めた形になった。裁判の進



第2分科会 「法改悪に立ち向かう」

全体で19人の参加(司会者、助言者、報告者も含む)

弁護士比率が多かったので裁判の話にどうしても収斂した

こぢんまりしたことで密度の濃い話げできた。特別報告で話があつたことをさらに深めた形になった。裁判の進



第3分科会

●震災後の生活保護の実情

①塩竈市問題（太田伸二弁護士）

宮城県塩竈市の生活保護の運用について

↓保護率は県内では高い方

数年前から同市の生活保護の運用について問題が生じていた

平成26年5月13日に関係5団体の共同で同市宛に具体的事案に即して問題点の指摘と改善を求める申入書を送付

また、同日付で宮城県社会福祉課に対して同様の指摘をした上で塩竈市に対する指導を求めた

塩竈市からの回答もあるが、不十分であったため、再申入書を送付。さらに塩竈市の生活保護の一斉相談を行った。

【評価】

受給者から一定改善がされつつあるとの話があった。もともと、塩竈市の基本的スタンスは変化しないものと思われる

宮城県社会福祉課では、塩竈市に特別監査に入ったとのこと（今後の対応に期待）

【今後の課題】

3万5000円問題は、再審査請求

でも争っていく

塩竈市に対する今後の対応をどうするか

【参加者からの質問・意見】

・塩竈市においては、申し入れ後も問題のある事例は散見されている（3件程度）

・宮城県の監査結果を踏まえ、塩竈市に再度の申し入れを行うことも考えてよいのでは。場合によっては厚労省の特別監査を求めることも考えてもよい（参照：北九州の例）：世論の追い込みが必要（マスコミの利用が必要。記者会見だけでなく、学習的記者会見（レクチャー）も必要。地方紙家庭欄担当の人などにアプローチするのもよい）

・他の市町村は受給者が増えているのに、塩竈市では減っている。他の自治体との比較を数値化して検討することもある。県単位で見ると、被災3県だけが保護受給世帯が減っている。避難先での受給世帯は1804世帯とのこと。

・今後起こりうる大災害の際のためにも、安易な妥協はしないように。日常的な緊張関係は必要（公務員が常にきちんとしなければいけないという意識を持たせなければ）

②POSSEの取り組み（仙台POSE事務局長 川久保亮弘）

住宅扶助の調査について：県内全市町村に調査（約4分の3から回答があった）

↓県内の生活保護の運用の問題点を浮き彫りにするため

①の県の監査結果が出た段階で、併せて今後の対応をとっていきたい

【参加者からの質問・意見】

・塩竈市の運用のひどさは特に質問項目3-2の時の対応に表れている

・このようなことが議論になること自

体が問題。最低生活保障の意義をはき違えているのでは。

・厚労省は塩漬けにして裁決を出さないことがあるので、訴訟も検討するべき

・アンケートは前例のない取り組み。情報公開で資料（厚労省や県の監査内容）を取り寄せるのもあり。

③福島での審査請求等（倉持恵弁護士）

義援金・支援金・東電からの仮払い補償金と生活保護行政の運用状況

↓南相馬市が上記金員の受領者のほぼ全員を廃止に。廃止通知すら送っていない事案もあった。

3世帯について審査請求を行い、すべて廃止停止が取り消しとなった。その後、福島県の他地域では、東電からの賠償金があったとしても自立更生計画を作成し、収入認定しないということとで落ち着いている状況。もつとも避難指示を受けて避難している人は、慰謝料1人月10万の関係で今も戻っていないのでは

・高校生の奨学金が全額収入認定された事案（福島市）

↓そもそも保護決定通知書の記載が判然としない。実質的瑕疵・手続的瑕疵を指摘して審査請求した。現在裁決待ち

・自動車保有で保護が停止された事案（福島市）

↓70代単身女性。重度身体障害者。公共交通機関の利用は危険。福島市は自動車処分を指導し、従わないことを理由に停止処分。審査請求中（審査庁（県）の対応にも大いに問題あり）。

【参加者からの質問・意見】

・奨学金の問題については別冊問答集で解決済みの問題（なはず）

・「収入充当を削除する」⇔「収入認定する」

・本庁（県）のレベルが低いのは大い

に問題

・P201の事例については、枚方判決と類似。相違も意識。枚方判決後の改訂問答集も意識する必要あり。

●震災後の生活保護の運用の在り方について

福島は特殊（東電からの賠償があるため）。問題は狭間にある人。復興関係者のため家がないという状況があり、ネックになっている。数値上は雇用状況は安定しているようにみえるが、実態は除染作業など。しわ寄せを食っている人をどうするかが課題。

震災後の長期的な影響を無視するのは相当ではない。短期的な対応は当然必要だが、長期的な問題も恒久的な問題として対応が必要。

阪神大震災で問題となったことの一つは、避難所にいる人が新規に生活保護を受けられないというダブルスタンダード。「家がない人は保護は受けられない」などという日常の酷い運用は、災害時にはより際立つことになる。そして、そのような問題については、妥協することなく適時に対応しなければならぬ。災害時ほど最低生活の保障が大事。そのようなときに生活保護の運用が限定的になっていいわけがない。生活保護は、最低生活を保障するためのもの。それが大原則。

